

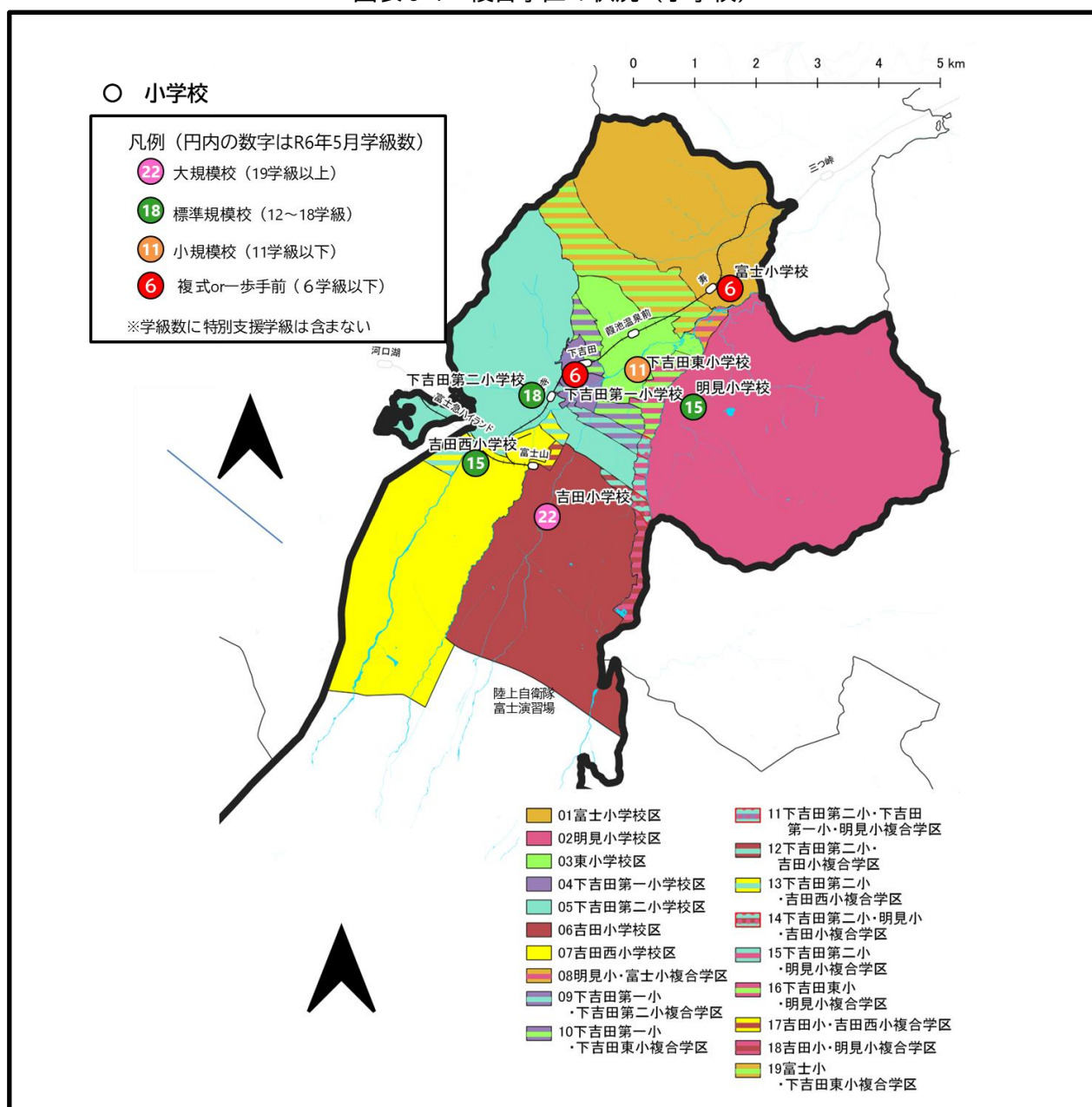
3. 学校配置、学区の状況

(1) 学校配置の状況

①小学校

小学校では下吉田第一小学校、下吉田東小学校のほとんどが他校との複合学区（※）となっています。下吉田第二小学校、吉田西小学校、吉田小学校、富士小学校、明見小学校は、単独学区に加え、市内中心エリアに複合学区が設けられています。

図表 3-1 複合学区の状況（小学校）

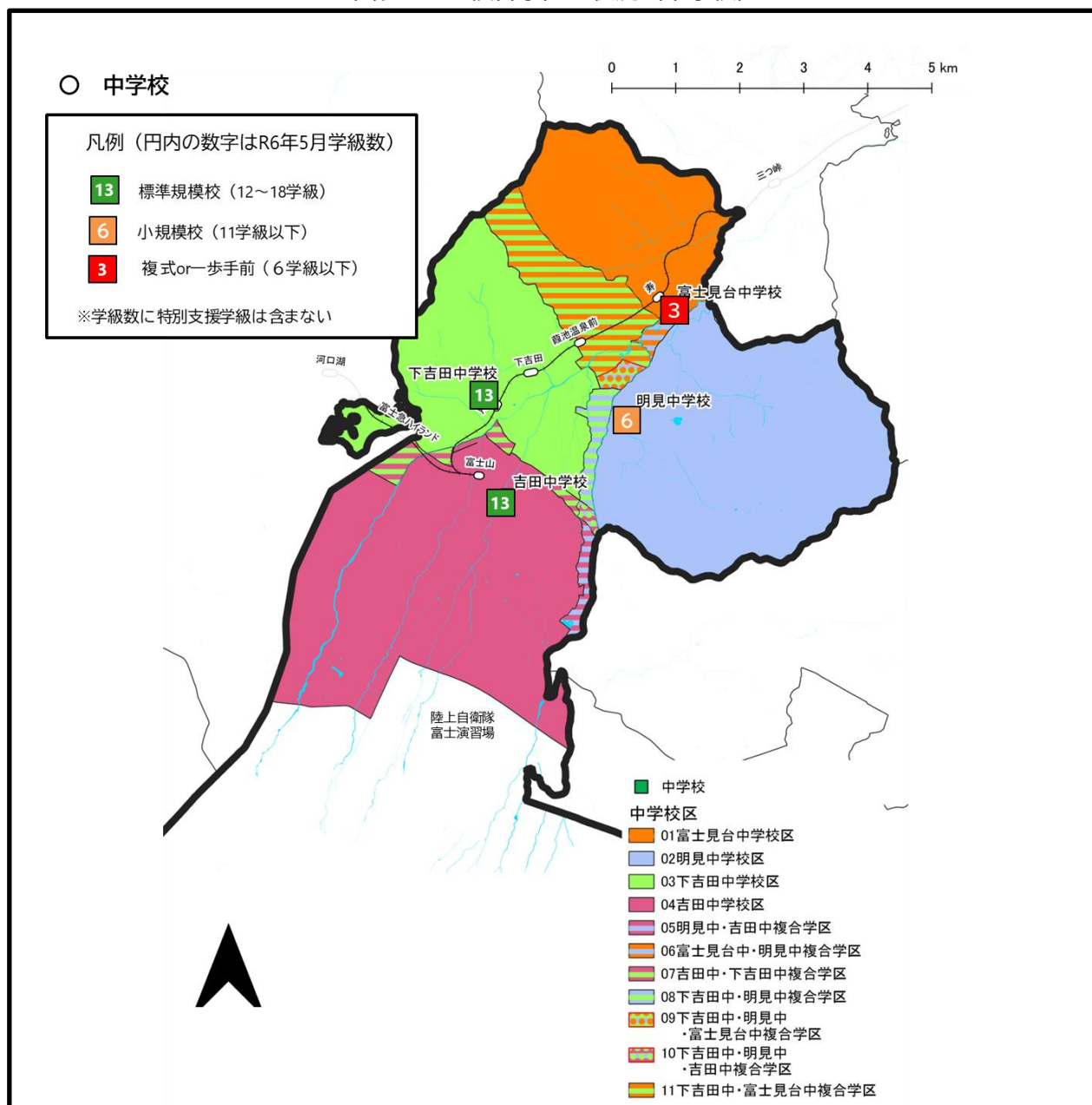


（※）複合学区とは、教育的な立場から配慮して、どちらかの学校を選択できる校区。なお、一度選択すると在学中の希望校の変更は認められず、希望小学校に伴い進学する中学校も決定する。

②中学校

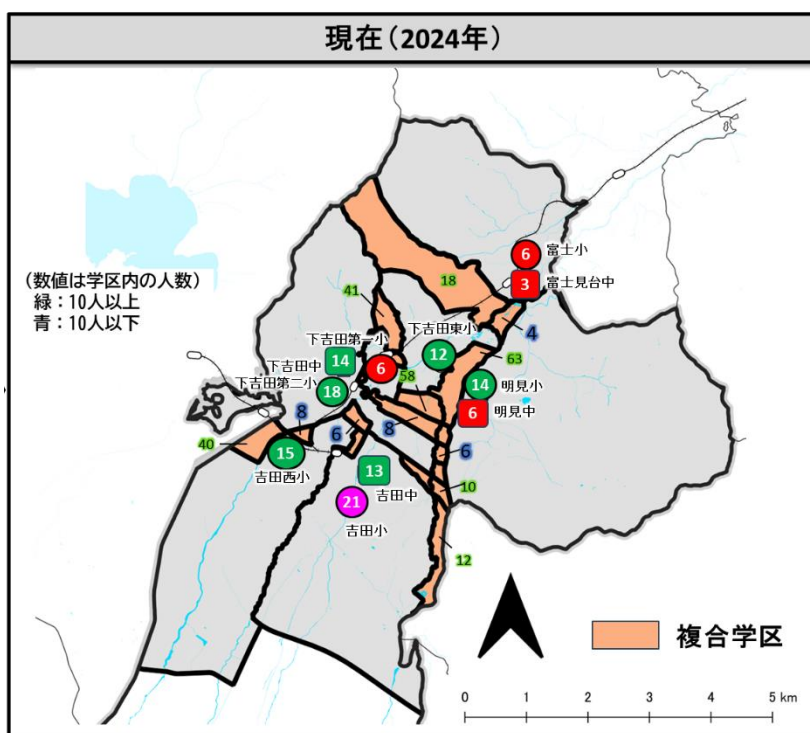
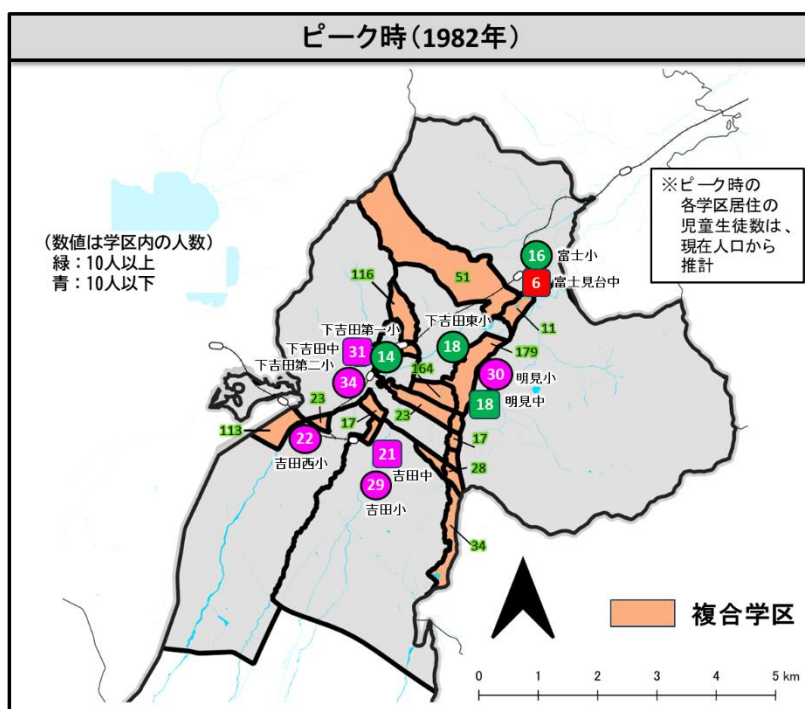
中学校学区は概ね4地域ごとに設定してあるが、学区境に複合学区が設けられています。
富士見台中学校は、複合学区エリアが広がっており、3学級で複式一步手前の状況です。

図表 3-2 複合学区の状況（中学校）



ピーク時は、児童生徒数が多い時期には学校間の人数調整等において効果を発揮していたと思われます。現在は、複合学区の全てが 100 人以下、中には 10 人未満の学区もあり、複合学区が機能していないと考えられます。

図表 3-3 複合学区の児童生徒数

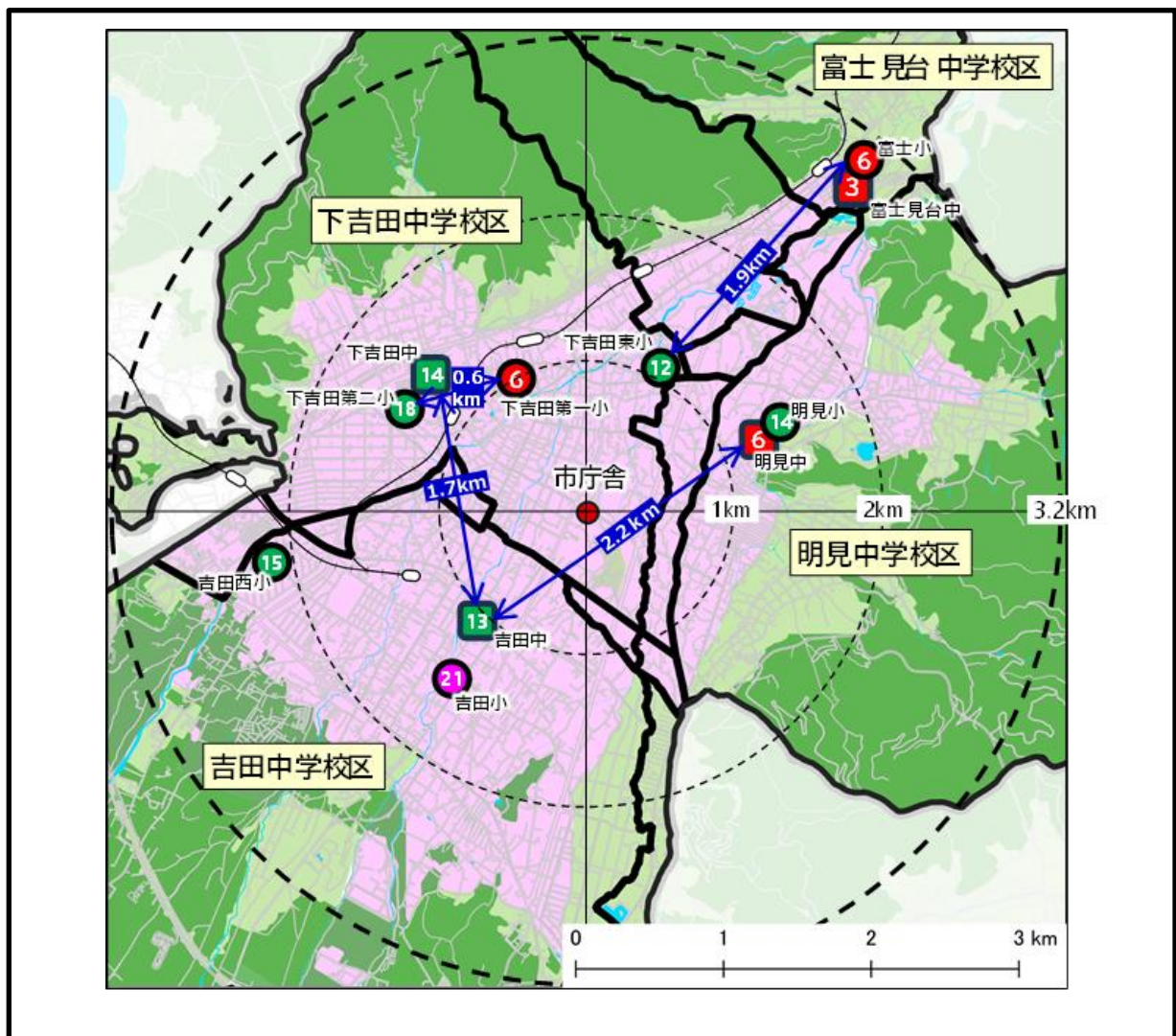


(3) 学校間の距離と通学距離の状況

① 学校間の距離

学校が密集して配置されており、市役所を中心とした3.2km圏内に全校が収まります。学区の隣接する小学校同士で、最も近い距離は0.6km、最も遠い距離は1.9km、学区の隣接する中学校同士で、最も近い距離は1.7km、最も遠い距離は2.2kmとなっています。

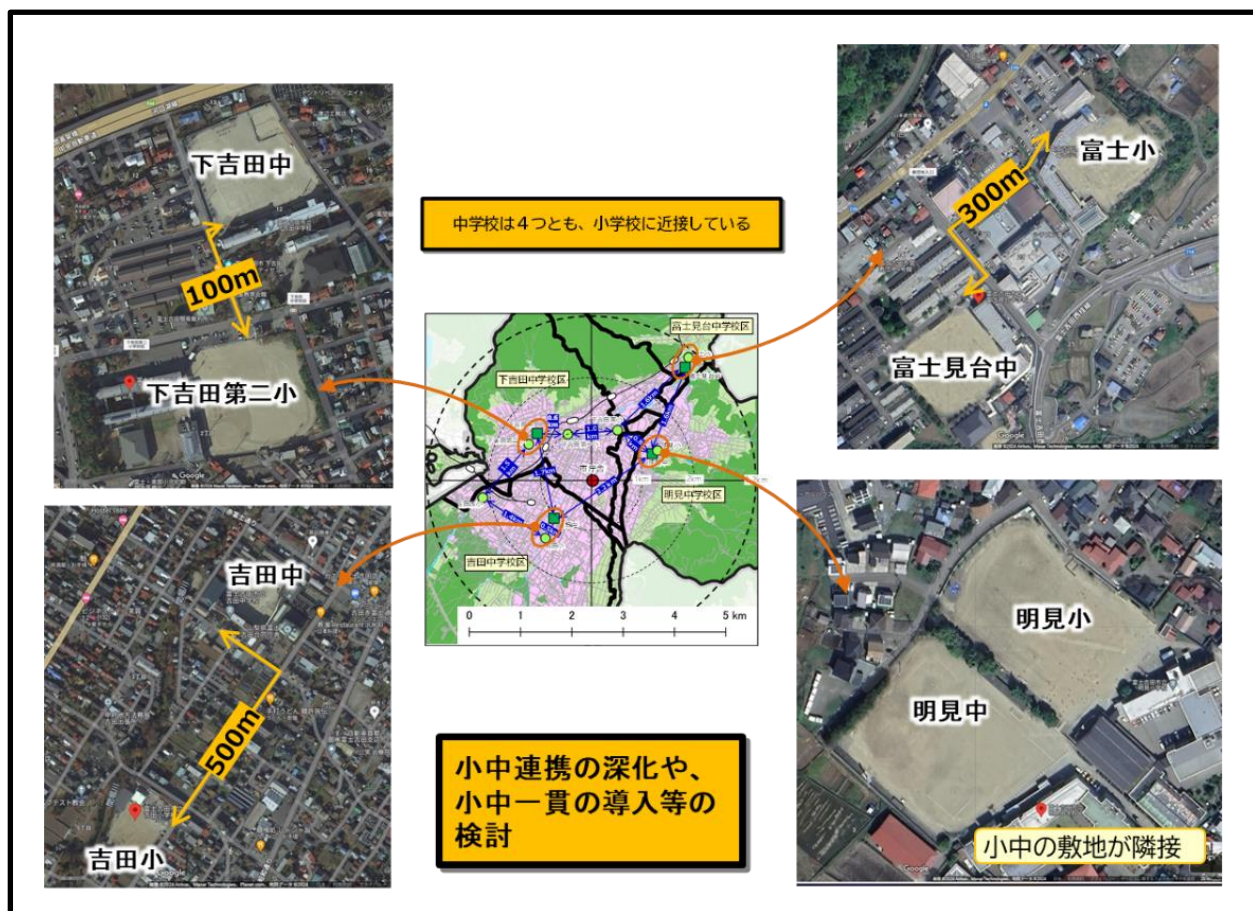
図表 3-4 学校間の距離



②中学校の小学校との近接状況

中学校は4校とも小学校に近接して配置されています。

図表 3-5 小中学校の配置状況

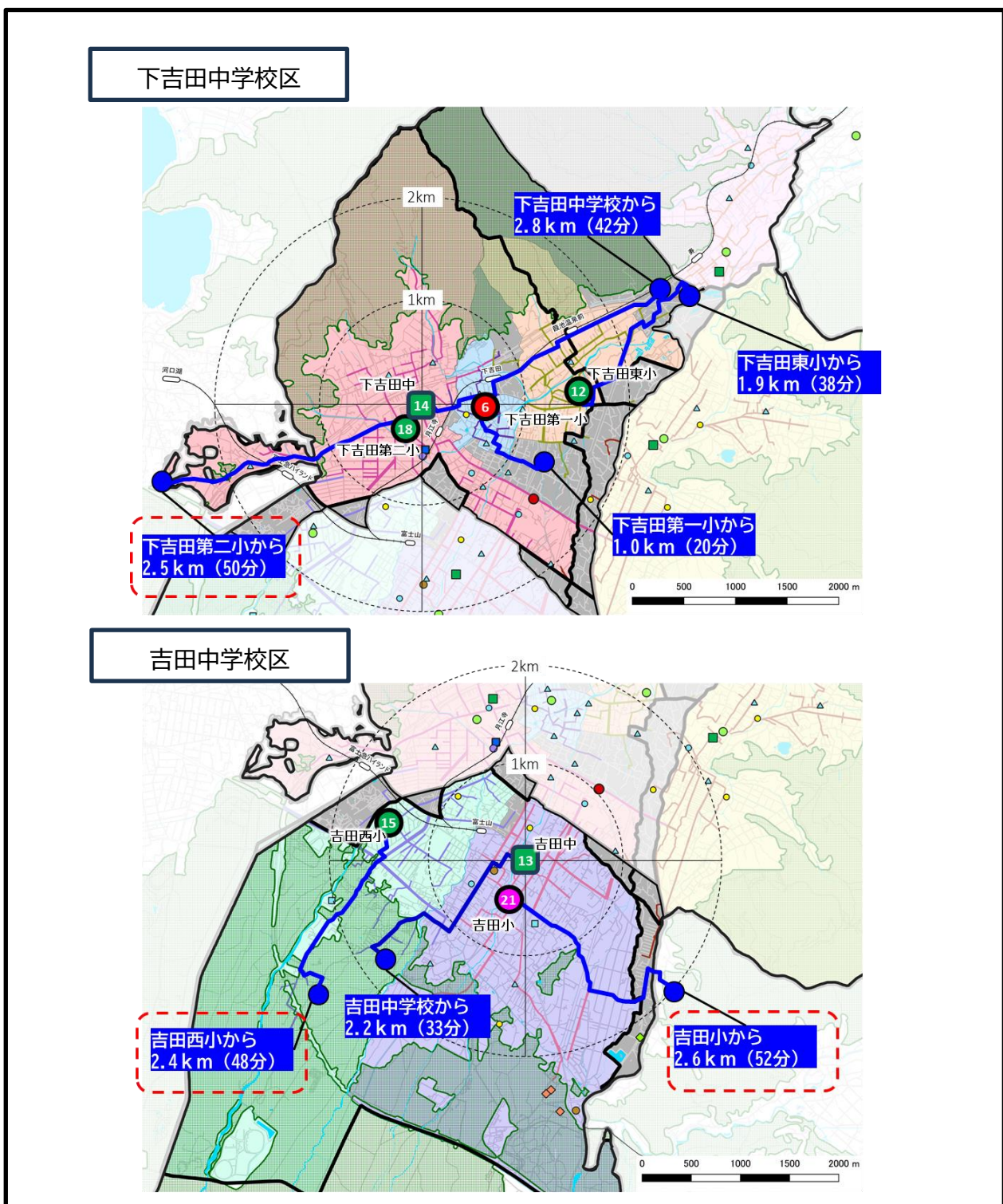


③通学距離

どの小中学校も、適正配置に関する国の通学距離の基準「小学校4キロ、中学校6キロ」を満たしています。

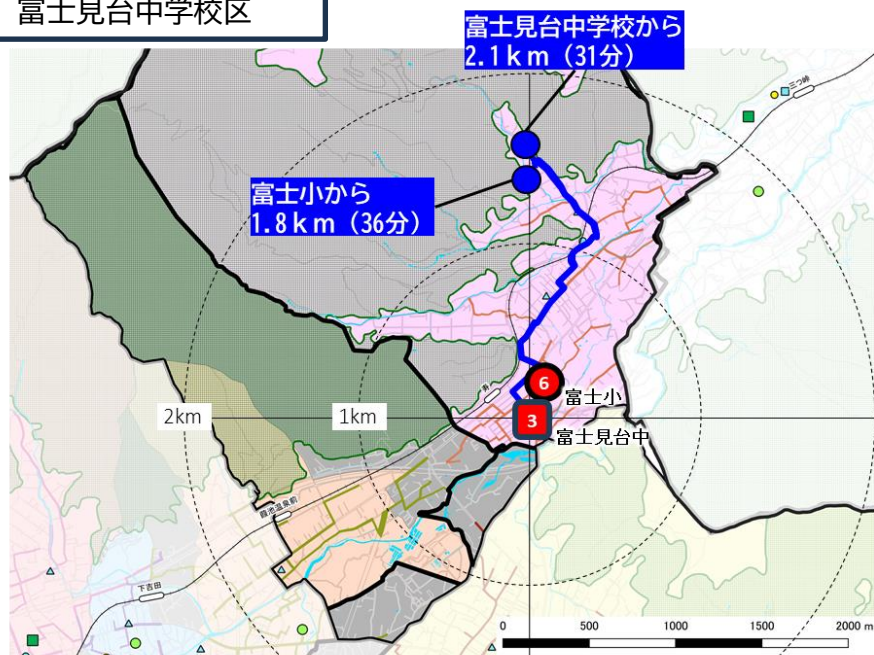
最も遠い通学時間は、小学生は下吉田第二小から50分、中学生は明見中学校から61分です。

図表 3-6 下吉田中学校区・吉田中学校区 最も遠い通学距離

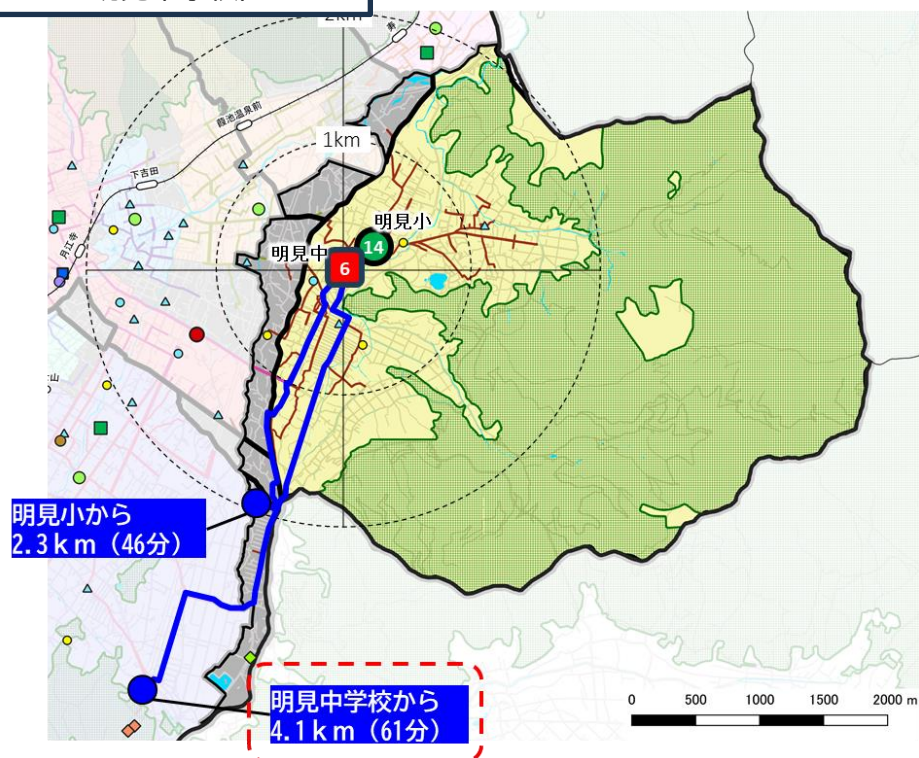


図表 3-7 富士見台中学校区・明見中学校区 最も遠い通学距離

富士見台中学校区



明見中学校区

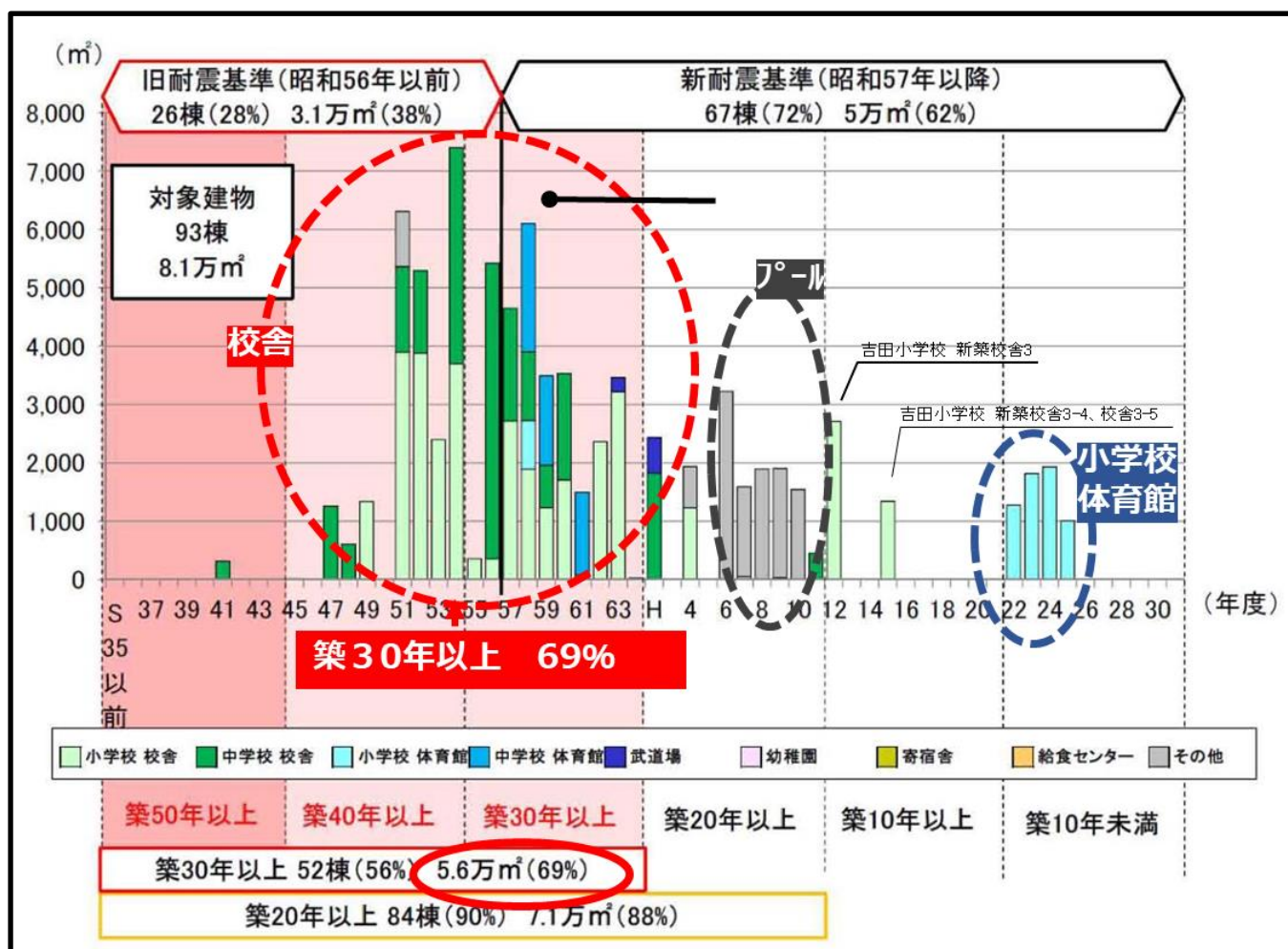


4. 施設の状況

(1) 築年別整備状況

学校校舎で築30年以上校舎は、5.8万㎡で、全体の69%を占めています。一方、プールや小学校の体育館は直近での対応が進行しています。

図表 3-8 築年別整備状況



出典：富士吉田市学校施設長寿命化計画（令和2年3月）

(2) 学校施設の目指すべき姿

①安心・安全・快適な施設環境の充実

- ・学校施設は、児童・生徒の学習と生活の場
- ・住民にとっても地域コミュニティの場や学習・文化・スポーツ等の活動の場
- ・地震等の非常災害時には、避難所として重要な役割を担う

そのため、地震・災害に強い学校施設として

非構造部材等や高架水槽・受水槽の安全対策

ユニバーサルデザインやバリアフリー化の積極的推進

快適な学習環境の整備

②学習活動への適応性（教育環境の質的向上）

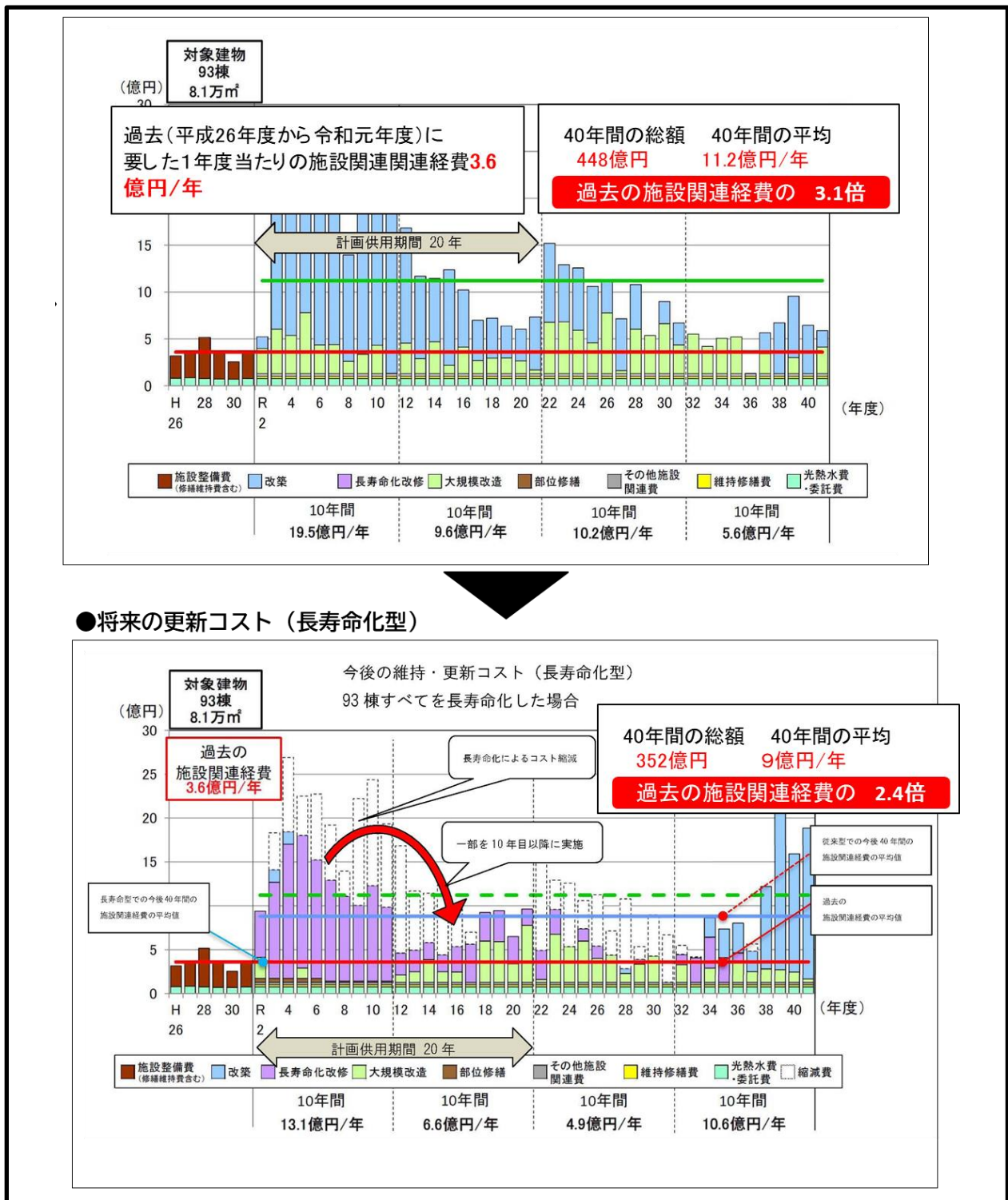
- ・児童・生徒の生活洋式の変化に応じて、多様な学習内容・学習形態に対応できる施設整備
- ・中学校体育館トイレの洋式化やエアコン整備など現代のライフスタイルに即した環境の充実
- ・高断熱材の採用や複層ガラス、LED照明等の省エネルギー化により環境に配慮した施設整備
- ・新たな学習内容に対応するため、ICT環境の整備
- ・少人数教育や特別支援教育に対応した施設整備

出典：富士吉田市学校施設長寿命化計画（令和2年3月）

(3) 将来の更新コスト

今後の更新コストは、通常計画では、過去の施設関連費 3.1 倍、長寿命化型では 2.4 倍になります。既存施設に対応するためには財政的に厳しい状況になります。

図表 3-9 将来の更新コスト



出典：富士吉田市学校施設長寿命化計画（令和2年3月）

第3章 富士吉田市立小中学校の「あるべき姿」

1. 国の計画等における基本的な理念等

国の中央教育審議会は、令和3年1月の答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～において、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」と名付け、目指すべき方向性を以下のように提示しました。

- ・ 令和の日本型学校教育（個別最適な学びと協働的な学び）
- ・ ICTの活用／新しい生活様式／バリアフリー・ユニバーサルデザイン／脱炭素化
- ・ 地域の実態に応じた計画的・効率的な施設整備

現代の社会は、先行き不透明な予測困難な時代であると言えます。しかしながら、急激に変化する社会の中にあっても、新しい価値を生み出すのは人であることは揺るぎません。未来を担う子どもたちを育む学校教育において、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められています。

こうした背景を踏まえ、令和3年1月に中央教育審議会（中教審）から答申された『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～では、従来の日本型教育を発展させ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させる「令和の日本型学校教育」を構築することが求められています。

また、令和4年3月には、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」で「5つの姿」の方向性来の予測が困難な時代において、進むべき方向を指し示す教育の羅針盤となるものを示されています。

さらに、令和5年6月に閣議決定された「第4期教育振興基本計画」においては、来の予測が困難な時代において、進むべき方向を指し示す教育の羅針盤となるもので、計画のコンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上※」を掲げています。

令和6年8月には「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について中教審より答申されています。

(1) 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(令和5年1月中央教育審議会答申)

I C Tの活用と少人数によるきめ細かな指導体制の整備により、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学び」とを一体的に充実することが求められている。

各論では、9年間を見通した新時代の義務教育の在り方や特別支援教育の在り方、学びを支える環境整備、人口動態を踏まえた学校運営や施設整備の在り方等について検討や対応等が求められている。

(2) 「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について(令和4年3月文部科学省)

これからの学校施設の在り方として「5つの姿」の方向性来の予測が困難な時代において、進むべき方向を指し示す教育の羅針盤となるもの

(3) 第4期教育振興基本計画(令和5年6月16日閣議決定)

将来の予測が困難な時代において、進むべき方向を指し示す教育の羅針盤となるもの計画のコンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上※」を掲げている。

(※)「ウェルビーイングの向上」では、「学校や地域でのつながり」、「協働性」、「多様性への理解」、「自己実現」等を、教育を通じて向上させていくことが重要とされている。

(4) 「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(令和6年8月中教審答申)

学校における働き方改革の更なる加速化や、教科担任制や少人数学級の推進による学校の指導・運営体制の充実等が求められている。

2. 富士吉田市が目指す教育（学校像）

（1）富士山教育憲章

富士吉田市では昭和 60 年度に策定された、「富士山教育憲章」に基づき教育に関する基本的な考え方を示したものであります。

わたくしたちは、世界に誇る富士山を朝夕まじかに仰ぎながら生活しています。
この富士山をかがみとして、立派な人間になるために富士山教育憲章を定めました。

わたくしたちは、

1. 高い理想と、揺るがぬ信念をもって生きる心を育てましょう。
2. 健やかな体と、広く温かい心を育てましょう。
3. 困難を乗り越え、たゆまず努力する心を育てましょう。
4. きまりを守り、進んで社会に尽くす心を育てましょう。
5. 富士山を愛し、世界に通ずる豊かな心を育てましょう。

（2）第 6 次富士吉田市総合計画（平成 30 年度策定）

平成 30 年度に策定した「第 6 次富士吉田市総合計画」第 3 編基本計画 第 2 章「心豊かな人を育む『教育・文化・スポーツ』の充実」があります。

第 2 節 学校教育において 施策体系を掲げています。

①教育内容の充実

- ・教科指導の充実
- ・社会に開かれた特色ある学校づくりの推進
- ・国際理解教育の推進
- ・特別支援教育の推進

②教育体制の充実

- ・教育相談体制の充実
- ・教職員の資質向上
- ・学校間等の交流連携の推進
- ・教職員校務支援システムの運用

③学校施設の充実

- ・学校施設の管理・整備・安全対策

④健康安全教育の充実・推進

- ・保健管理の徹底
- ・学校給食の充実と食育の推進

⑤義務教育環境の充実・研究

- ・就学環境の充実
- ・適正規模・適正配置の研究

⑥高等学校・高等教育との連携

- ・高等学校との連携
- ・高等教育機関との連携

(3) 教育大綱（令和2年度策定）

「心豊かな人間性の育成と市民文化の形成」に向けて、教育・文化・スポーツの充実を図る。
「富士山教育憲章」を教育大綱における教育理念とし、知識の習得、心と身体の健全発育、
個人を尊重するひとづくりを行う。

①教育内容の充実

- ・ 集団の中で自己の考えを広げ、自ら主体的に学ぶ力と問題解決能力を育みます。
- ・ 郷土を愛する児童生徒の育成のため、地域の特色を発揮しながら富士山 学習を体系的に推進します。
- ・ 小学校英語の教科化に伴い、教職員の研修による指導力向上を推進し、外国語指導講師を全校配置します。
- ・ 障害のある児童生徒の自立と社会参加を見据えて、できる限り同じ環境で学ぶことができるようきめ細やかな学習環境や生活環境を整えます。

②教育体制の充実

- ・ 不登校・問題行動等様々な課題に対処するため、教育支援室を活用した子どもやその親の支援など総合教育支援員によるきめ細やかな支援体制を継続していきます。
- ・ 家庭環境による問題に対応するため、スクールソーシャルワーカーを配置し、福祉の専門的観点から総合支援体制を推進します。
- ・ 小学校英語の教科化、富士山学習の充実、ＩＣＴ教育の推進などの教育的課題への対応として、教職員の資質・能力を向上させるため実践的な研修を実施します。
- ・ 幼保小連携連絡会議」、「小中高連携会議」、「中学校・高等学校生徒指導連絡協議会」などを活用し、幼児教育から高等教育にかけて継続的に支援するよう交流連携の推進を図ります。
- ・ 市独自構築の教職員校務支援システムである「あいシステム」の充実や、山梨県統合型校務支援システムの機能であるグループウェアの活用により、教職員の業務負担の軽減を図るとともに、教師が子どもと向き合う時間を創出し、よりよい教育環境づくりを目指します。

③学校施設の充実

- ・ 安心安全で快適な学習環境を確保するため、富士吉田市学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の計画的な整備を図ります。

④健康安全教育の充実・推進

- ・ 児童・生徒の保健対応として、養護教諭を補佐する職員を継続配置し、学校保健体制の充実を図ります。

- ・栄養バランスのとれた安心で安全な学校給食を提供します。また、食物アレルギー対応が必要な児童生徒に対し、詳細な献立表や除去食の提供を行います。
- ・栄養教諭を中心とした「食」に関する指導や、学校給食等による食育を推進します。

⑤義務教育環境の充実・研究

- ・学校給食の無償化、経済的に困窮している世帯に対して、学用品費などを援助し、子どもたちが円滑に義務教育を受けることができるよう支援していきます。
- ・少子化の動向を見極め、小中学校の適正規模・適正配置について研究し、検討していきます。

⑥高等教育機関との連携

- ・学校支援学生ボランティアによる小中学校の学習支援のため大学生の活用を図るため、隣接地域の大学などとの一層の連携に努めます。

(4) 学校教育指導重点（令和6年度策定）

①学習指導要領の趣旨を反映した教育課程の編成

「社会に開かれた教育課程」をつくり上げていく。等

②学級・学年経営の充実

教師と児童生徒との信頼関係及び児童生徒相互のよりよい人間関係を育てる。等

③授業の質的向上による確かな学力の育成

指導の個別化と学習の個性化を図り、「個別最適な学び」をつくり出す。等

④富士山学習の推進

郷土を愛する心の涵養を図る。等

⑤家庭学習定着の推進

家庭と連携した取り組みを推進する。等

⑥外国語教育の充実

コミュニケーション活動を中心とした学習活動を充実させる。等

⑦人権教育の推進

伝え合いわかり合うためのコミュニケーション能力を身につける。等

⑧道徳教育の推進

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成するための情報モラル教育を推進する。等

⑨いじめを許さない集団づくりと安心できる環境づくり

校内における教育相談体制を充実する

⑩不登校児童生徒一人一人に対応した組織的な支援

児童生徒に対する組織的・継続的な支援。等

⑪一人一人のニーズに応じた特別支援教育の充実

切れ目のない支援を行う。等

⑫子供たちが安全で安心して生活できる環境づくり

グローバルな視点で環境保全に努める人材育成。等

⑬体力の向上

望ましい生活習慣の定着を通じて体力の向上を図る。等

⑭健康教育の推進

望ましい生活習慣を確立していくための資質・能力を育成する。等

⑮地域や世界で活躍できる人材の育成

キャリアパスポートを活用し、小中高の学びの継続を図る。等

⑩各校種間の交流・連携の推進

各校種間の情報交換や協議を推進する。等

⑪地域学校協働活動の推進

地域全体で子供の成長を支えていく地域学校協働活動を推進する。等

第4章 適正規模・適正配置基本方針

1. 富士吉田市の目指す「これからの学校像」

第3章で示してある富士吉田市立小中学校の「あるべき姿」を実現し、現状の実態・課題や学校運営・施設に関する教育課題の対応と、新たな教育の場や学習環境の充実を目指す富士吉田市の目指す「これからの学校像」を適正規模・適正配置基本方針の4つの柱としました。

(1) 適正規模・適正配置基本方針の4つの柱

①自己の考えを広げ、自ら主体的に学ぶ力と問題解決能力を育む、望ましい学校規模・学校配置の実現

- ・児童生徒が多様な人間関係を構築することができ、一人一人の資質や能力が十分に発揮される学習集団を確保するために、望ましい学校規模を実現する。
- ・縦割り活動やクラブ活動・部活動、運動会・学園祭等における異学年交流を通じて、学校生活や学校行事の活性化を図る。
- ・通学区域や複合学区の見直し及び再編等を行い、児童生徒の通学にあたり望ましい通学時間・通学距離を確保する。

②多様な学習環境の整備と、一人一人の状況にあったきめ細やかな支援体制の実現

- ・すべての児童生徒に必要な支援が行き渡るよう、児童生徒の実態把握や情報共有、支援の検討を行う。
- ・学校内にサポートルームの設置、不登校児童生徒の居場所の確保など、支援体制の強化を促進する。
- ・フリースクールや学校外の支援施設等と連携し、不登校の児童生徒の把握や支援の検討を行う。
- ・ICT教育やDXを活用したオンライン授業などを取り入れ、児童生徒の実情に即した授業を展開する。
- ・帰国・外国人児童生徒などに対し、日本語指導や翻訳アプリの導入、面談時の通訳の派遣等の必要な支援を行う。
- ・合理的配慮の観点によるユニバーサルデザインの視点を活かした授業づくりを推進し、誰にとってもわかりやすい授業を通して、児童生徒の学力向上と教職員の指導力向上を図る。
- ・市費負担教諭や学力向上支援スタッフ、特別支援教育支援員等を配置することにより、児童生徒に対するきめ細やかな指導・支援につなげるほか、教職員が抱える負担を軽減し、よりよい職場環境の形成を図る。

③安心・安全な施設環境、快適な学校生活空間の充実

- ・ 学校施設の老朽化対策等の安全性向上の改修に合わせて他の機能向上のための改修も行い、教育環境の改善を図る。
- ・ 長寿命化改修に合わせて地域の防災拠点となる地震・災害に強い学校施設とする。
- ・ 警察及び地域ボランティア団体や PTA など関係機関と連携のもと小中学校区の通学路合同安全点検をおこない、児童生徒が安全に安心して通える通学路を確保する。

④地域に根差した特色ある教育

- ・ 自ら生まれ育った地元を知り、今後の人生やまちづくりに活かす郷土を愛する心を育成する。
- ・ 学習活動において地域に協力を依頼して実践的な授業を行う。（「花壇づくり」「落ち葉掃き」「地域祭司」への参加等）
- ・ 近隣の高校、小中学校や学区内幼稚園、保育園等との連携により地域内での活性化を図る。
- ・ 学校運営協議会活動を支援する環境を整備し、地域住民、保護者等の学校運営への参画や協力を促進する。

(2)「望ましい学習環境」イメージ

検討委員会においては、児童生徒数の減少と学校施設の更新が重なるタイミングに合わせ、より良い学習環境を整えるため、議論、検討を重ねました。そして、今後の学校施設は児童生徒や教職員、地域の方など、利用する全ての人たちが「この学校ならこんなことができる」「こんなことをやってみたい」という思いを持てる施設であることが望ましいと考えました。

富士吉田市教育大綱や教育方針、検討委員会で行われた議論を踏まえ、今後の「魅力ある学校」の様子や、新しい学校の中で行われる活動について、「新しい時代に求められる学習環境」「子どもたちや教職員が快適に過ごせる学校施設」「地域とともにある学校」として整理し、イラストを用いて次項以降にまとめました。

イラストは、検討委員会で挙がった「子どもが通いたくなる学校」「職員が働きたくなる学校」「保護者や地域が応援したくなる学校」などの意見をわかりやすく表現したものであり、実際の新しい学校の姿は、今後さらに検討を進めていくことになります。

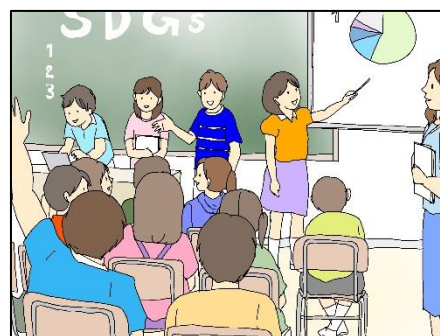
自己の考えを広げ、自ら主体的に学ぶ力と問題解決能力を育む、

望ましい学校規模・学校配置の実現

○児童生徒が多様な人間関係が構築できる学校規模



グループ学習で積極的な議論を展開



議論した内容をグループごとにプレゼンテーションを行い、活発な議論の展開



運動会の応援合戦を通しての異学年交流

多様な学習環境の整備、一人一人の状況にあったきめ細やかな 支援体制の実現

○特別支援教育の推進



教職員によるきめ細やかな支援と多様な学習体制

○不登校児童・生徒への支援



サポートルームでの学習支援と居場所の提供

○児童生徒と教職員の情報共有



児童生徒との交流が生まれるオープンな空間と打合せスペースのある新しい職員室

○図書室をメディアセンターに



メディアルームと図書館が複合した、メディアライブラリーと交流スペース

○オンラインで他校児童生徒との交流



オンラインで他校の児童生徒と情報交換

安心・安全な施設環境、快適な学校生活空間の充実

○安心・安全な校舎



ユニバーサルデザインを取り入れた学校施設



学校体育館にて総合防災訓練を実施

地域に根差した特色ある教育

○授業で地域からのサポート



・家庭科授業での地域ボランティアのサポート

○地域と連携した学習活動



・学習活動において地域に協力を依頼して実践的な授業を行う。

2. 方針実現のための指針・基準

(1) 望ましい学校規模

①国の基準

学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

・同第79条において中学校にも準用

解説：学校規模の標準は「特別の事情があるときはこの限りでない」とされている弾力的なものであり、実際の判断については、学校設置者である各市町村が、当該学校が都市部にあるのか、過疎地にあるのか等も含め、地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づいて行うべきものです。

②山梨県の基準

■小学校における望ましい学校・学級規模

○学校規模については、学校教育における集団での諸活動を効果的に行う観点から、クラス替えの可能な12学級以上の規模が望ましい。

○学級規模については、適正規模化を進めても、実現が困難な場合においても、20人程度以上の規模が望ましい。

※複式学級を解消できる規模が望ましい。

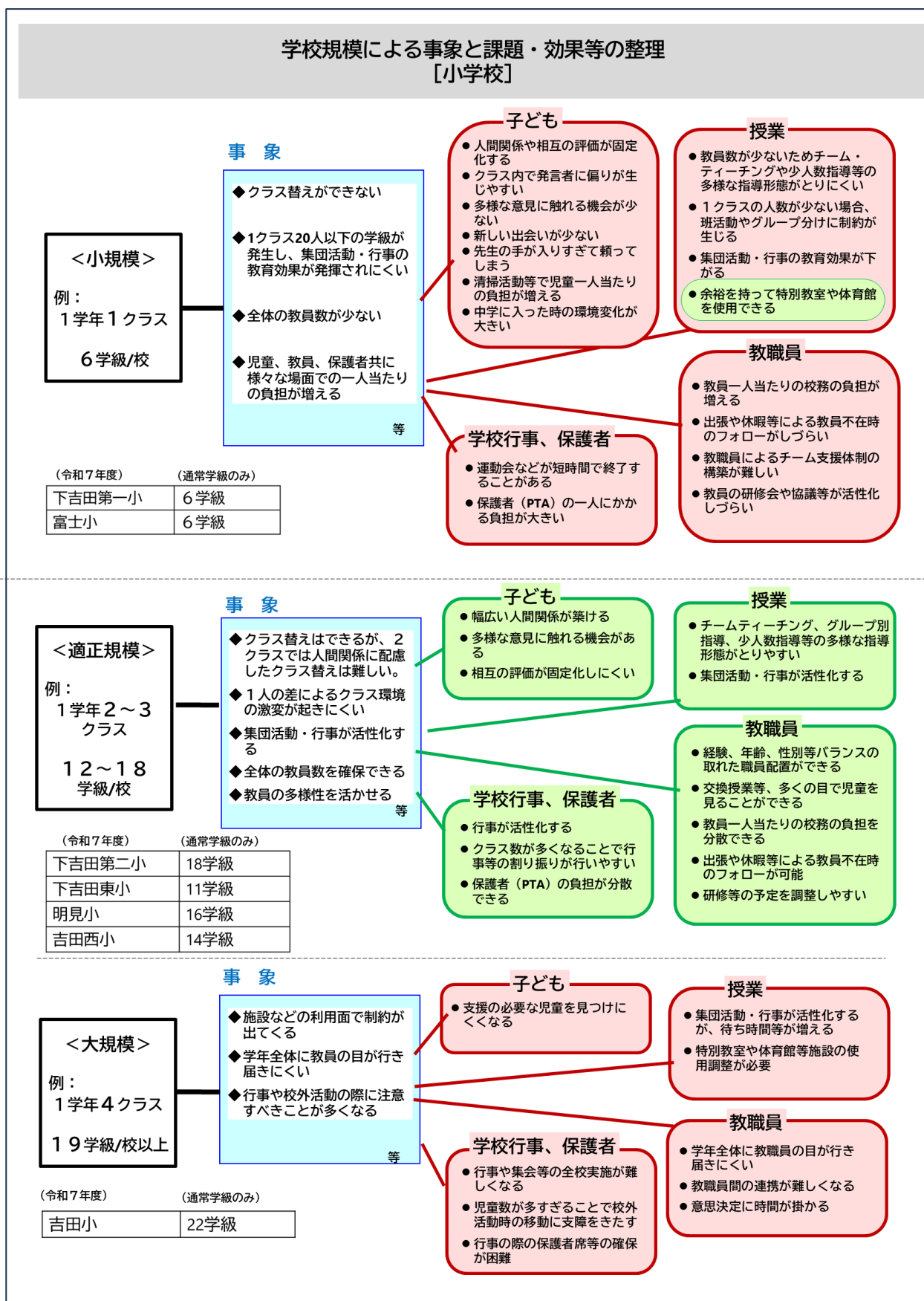
■中学校における望ましい学校・学級規模

○学校規模について、学校教育における集団での諸活動を効果的に行う観点から、クラス替えの可能な6学級以上の規模が望ましい。

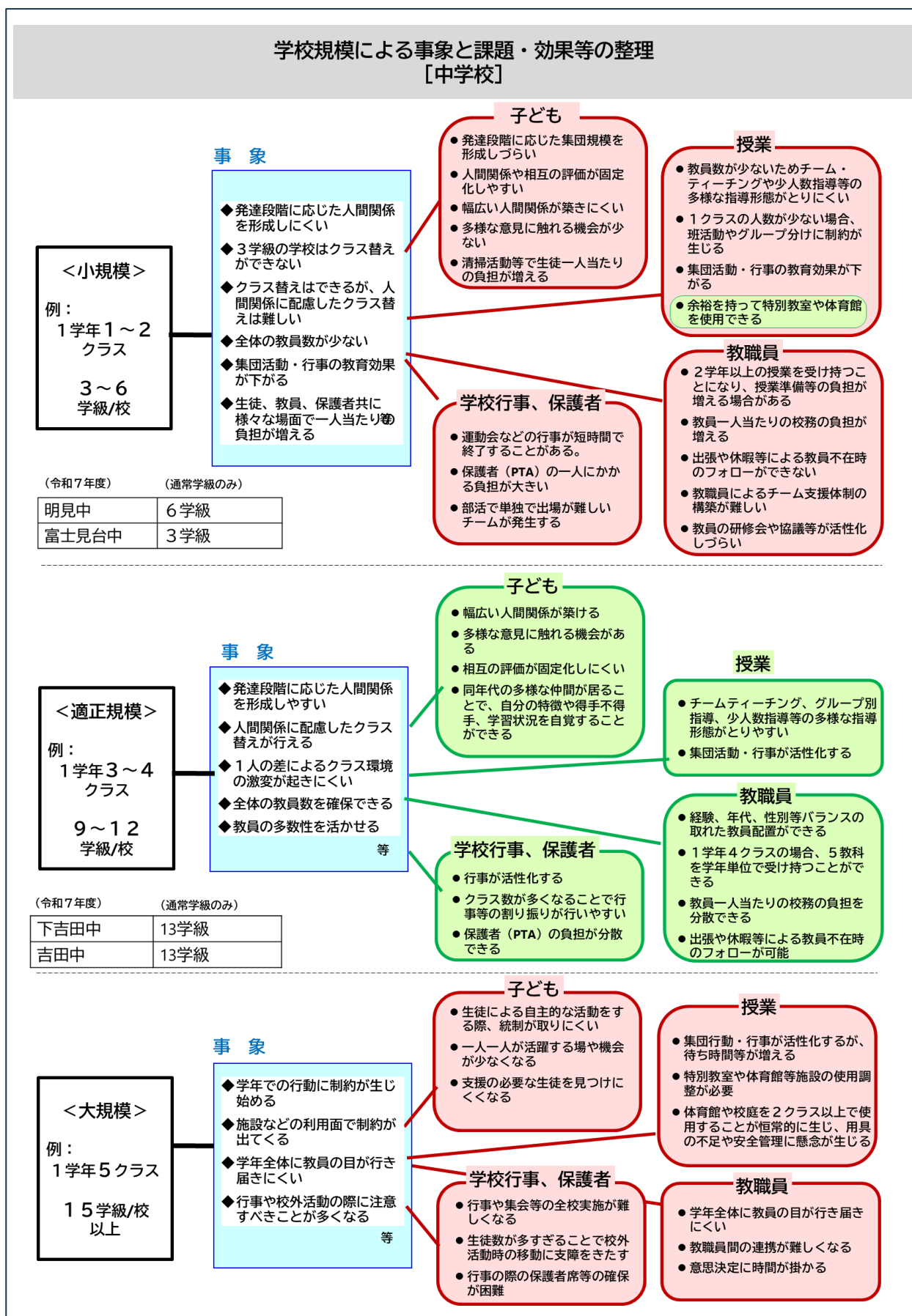
○学級規模について、40人程度以上の規模が望ましい。

③ 学校規模等による事象と課題・効果等の整理

図表 4-1 学校規模による事象と課題・効果等の整理（小学校）



図表 4-2 学校規模による事象と課題・効果等の整理（中学校）



④富士吉田市の望ましい学校規模

富士吉田市が考える望ましい学校規模とは、児童生徒にとっては、人間関係や相互の評価が固定化しにくく、さらに多様な意見に触れる機会が得やすいなど、教育活動の質が維持される児童生徒数が保たれている規模であると考えます。また、教職員にとっては、経験年数、専門性等のバランスのとれた教職員配置がしやすく、教員の資質や多様性を活かせることができる規模であると考えます。中学校では、3学級以下の場合、教員の定数が少なくなってしまうため、業務量が増加することが懸念されます。

これらの視点から、小規模でも大規模でもデメリットが大きくなってしまふことを踏まえ、本市における望ましい学校規模の定義を「1学年あたりの望ましい学級数」「1学級当たり人数」とし、児童生徒の発達段階を考慮した基本的な考え方を以下のとおりとします。

■小学校

・学級数

1学年2学級以上、「12学級～18学級」までを適正規模とする

・1学級当たり人数

山梨県の基準と同等の「1学級当たり25人とする」

■中学校

・学級数

学年3学級以上、「9学級～12学級」までを適正規模とする

・1学級当たり人数

山梨県の基準と同等の「1学級当たり35人とする」

(2) 望ましい学校配置

①国の基準

● 通学距離

文部科学省の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」によると、学校の配置に当たっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要であると示されています。

「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」では、公立小・中学校の通学距離について、「小学校でおおむね4キロメートル以内、中学校でおおむね6キロメートル以内」と定めていることから、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的となっています。

● 通学時間

また、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では、スクールバスや公共交通機関を活用した自治体の事例が増えていることを踏まえ、通学時間の観点からも各市町村の基準をもとにした検討を行っています。この結果では、「おおむね1時間以内」を一応の目安とし、地域の実情や児童生徒の実態に応じて判断を行うことが適当とされています。

②富士吉田市の許容する通学距離、通学時間

○通学距離による考え方

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では、公立小・中学校の通学距離について、「小学校でおおむね4キロメートル以内、中学校でおおむね6キロメートル以内」と定めている。

富士吉田市立小中学校は、市役所を中心に3.2km内に配置しており、現在最も遠い通学距離も、国の基準内である。

適正な通学距離は

- | | |
|---|-----|
| <ul style="list-style-type: none">・ 小学校：4 km以内・ 中学校：6 km以内 | とする |
|---|-----|

○通学時間による考え方

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」では、通学時間の基準をもとに「おおむね1時間以内」を一応の目安としている。

現在最も遠い通学距離からの時間も1時間以内であり、アンケート結果でも、ほとんどの回答者が通学時間の許容範囲が45分以内であった。

適正規模な通学時間は

- | | |
|---|-----|
| <ul style="list-style-type: none">・ 小学校：1 時間以内・ 中学校：1 時間以内 | とする |
|---|-----|

3. 方針実現のための対応策

(1) 望ましい学校規模の範囲に近づけるための対応策

今後、人口減少に伴う児童生徒数の減少が予測される中で、学校の適正規模・適正配置基本方針を受けて、「望ましい学校規模」に照らし合わせながら、地域の実情に応じて最適な対応策を検討します。

図表 4-3 望ましい学校規模の範囲に近づける対応策

対応策		対応策の詳細
通学区域の見直し		通学区域を見直す。複合学区の見直し
再編等	①既存学校を活用	既存の学校が建設されている用地を活用して、複数校を再編し、新設校を設置する。
	②分離再編	複数校以上の再編予定校のうち1校を分割して、他の学校に再編する。
校舎の増改築		既存校舎に増築又は改築。

(2) 学校施設・運営面での教育課題に対する対応策

富士吉田市において、学校施設・運営面の教育課題として、特別支援学級、不登校児童生徒の増加による対応や小規模特認校制度の見直しがこれまでの検討委員会において議論されてきました。各項目についての現状と課題は第2章で整理していますが、将来の児童生徒数・学級数の変化に応じ、望ましい学校規模や学校配置の検討とあわせて、具体的な方向性を検討します。

①今後の特別支援教育の方向性

- ・すべての児童生徒に必要な支援が行き渡るよう、今後も児童生徒の実態把握や情報共有、支援の手立ての検討を丁寧に行っていく。
- ・特別支援教育へのニーズが高まり、市においても全11校に特別支援学級が設置されている中、特別支援教育支援員の安定的な配置と支援体制の強化を徹底する。
- ・通級指導教室において、今後も個々の発達課題に応じた指導を本人の気持ちに寄り添いながら行っていく。

②今後の不登校対応の方向性

- ・教育相談や支援体制の更なる強化を図る。
- ・学校内にサポートルームを設置することにより、不登校児童生徒の居場所の確保や、教員の支援体制の強化を促進する。
- ・フリースクールや学校外の支援施設等と連携し、不登校の児童生徒の把握や支援の検討を行う。
- ・今後も、ICT教育やDXを活用したオンライン授業などを取り入れ、児童生徒の実情に即した授業を展開していく。

③今後の小規模特認校の方向性

- ・小規模校の学校運営にはメリット・デメリットどちらも生じるが、学級数や教職員数が少ないことによる学校運営上の課題が児童生徒に与える影響を解消する必要がある。
- ・児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けられる教育環境の確保を最優先に、児童生徒数の現状と将来推計を踏まえ、通学距離や通学時間、クラス替えができる学校規模を望む保護者アンケートの結果等を考慮すると、小規模特認校制度の解消を図り、学校や学区の再編等により適正規模に近づける必要があると考える。

第5章 推進に向けて

1. 今後の検討の進め方

方針策定後、学校施設および運営面での共通課題について、方針に基づき具体的な検討を行います。また、並行して将来推計等より想定される優先順位を反映させた長寿命化計画を見直し、新たに学校施設の再整備のための計画を定め、実際の整備につなげていきます。

2. 部局横断的な連携・推進体制の検討

今後は、地域調整、防災、財政など、市長部局とも調整が必要な場面が想定されることから、庁内横断的な連携・検討体制を検討し、本事業を推進します。

3. 留意事項

(1) 関係者（学校、保護者、地域）との連携

取組の推進にあたっては、今後、本市の小・中学校の児童生徒数の動向や、施設の老朽化状況等学校の現状など関連する情報を発信し、学校、保護者、地域と情報共有するとともに、関係者との間で意見交換を行うなど、合意形成を進めます。また、新たな計画策定に際しては、意見・要望を反映できるよう、市民参加の機会を設けながら検討を進めます。

(2) 魅力ある学校の見える化

小規模校の教育上の課題や学校規模の適正化による教育条件の改善は、学校関係者や保護者には認識されている事柄ですが、必ずしもイメージしやすいものではありません。このため、市民に対して、課題の見える化と効果の見通しの共有を積極的に進め、本方針が示している「学校像」の実現に向けた計画策定の必要性の理解を求めています。

(3) 避難場所・避難所としての役割

学校施設は地域住民の避難場所や避難所としての役割を担っていることから、今後も関連部署と調整・連携しながら、必要な機能等を維持・整備します。

(4) 継続的な見直し（継続的に将来推計を実施しながら、柔軟に対応する）

本方針は、令和4年（2022年）時点で推計した人口推計を基に作成していますが、将来の人口動向は、マンション等大規模な住宅開発の動向や鉄道交通等の利便性向上、社会情勢等の変化により大きく変化することも起こり得ます。このため、児童生徒数・学級数の将来推計を継続的に実施し、推計結果を参考にしながら優先順位を変更する等、柔軟な対応を行います。